

はじめてみませんか！ 農福連携！！

農福連携とは？

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながります。

農福連携の取り組みとしていくつかの方法がありますが、ここでは主に以下2つの方法をご紹介します。

1

農業者が障害福祉サービス事業所等に農作業を委託したい場合（障害福祉サービス事業所等が農業者の農作業を受託したい場合）
※農業者が障害者を雇用したい場合も含まれます

千葉市では、千葉県障害者就労事業振興センターの運営に参画していますが、同センターによって、農業者と障害福祉サービス事業所等のマッチングを行っています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

<農作業受委託・施設外就労のイメージ>



【障害福祉サービス事業所と農業者の連携事例】

- ・落花生のむき身、選別、袋詰め
- ・にんじんの袋詰め
- ・農産物の洗浄、仕分け、パッケージ作業
- ・除草作業、水やりなど

※お気軽にお問い合わせください！！

○千葉県障害者就労事業振興センター

TEL 043-202-5367 URL <https://www.jusan-kassei.or.jp/>

併せて、千葉県の以下のホームページもご参考にご覧ください。

○千葉県農林水産部担い手支援課 TEL 043-223-2905

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/nouhukurenkei/nouhukurenkei.html>

○千葉市高齢障害部障害者自立支援課 TEL 043-245-5175

障害福祉サービス事業所が、自ら農業生産をするための 農地の確保について

(1) 農地探しについて

千葉市農業委員会では、「貸したい」・「売りたい」農地の情報を「農地流動化情報台帳」にまとめ、農地を探している農家の方等の閲覧に供する「農地銀行事業」を行っています。

詳しくはHPをご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/nogyo/nouchiginkou.html>

(2) 農地を確保する方法について

農地の借入れ等については、農地法に基づく手続き（許可）が必要です。詳細は農業委員会にご相談下さい。

1. 農業目的での農地の借入れ（農地法）

【許可を受けるに当たっての確認事項】

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
- ② 貸借契約に、農地を適正に利用していない場合には契約を解除する旨の条件が付されていること
- ③ 1人以上の役員等が、農業に常時従事すること
- ④ 周辺の農地利用に支障がないこと
- ⑤ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

2. 社会福祉事業等のための農地の借入れ・購入（農地法）

社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人（※）が、その農地を当該目的に使用する場合、農地の借入れ、または購入ができます。（※ 医療法人、社会福祉法人、NPO 法人その他の営利を目的としない法人）

【許可を受けるに当たっての確認事項】

- ① 農地の全てを利用すること
- ② 周辺の農地利用に支障がないこと
- ③ 農地を法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する（※）こと

（※ 例：障害福祉サービス等を提供する法人による園芸療法）

お問い合わせ

千葉市農業委員会事務局

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 高層棟7階

電話043-245-5759（農地銀行に関すること）

電話043-245-5767（農地の借入れ等に関すること）

